

独立行政法人日本学生支援機構
平成16年規程第2号
最近改正 令和7年規程第30号

役員給与規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給定日)

第3条 役員の給与（期末特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

理事長	979,000円
理事	772,000円から908,000円の範囲内で理事長が定める額
監事	716,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、次の各号に掲げる地域に所在する事務所に在勤する役員にあっては、俸給月額に当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 神奈川県横浜市 100分の16
- (2) 東京都特別区 100分の20

3 前項第2号に該当する役員が、在勤する地域を異にして異動した場合は、職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号）第20条第3項の規定に準じて地域手当を支給する。

4 新たに役員となった者の地域手当の支給については、職員給与規程第20条第4項の規定に準じて地域手当を支給することができる。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第26条第1項に規定する通勤手当の支給用件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は職員給与規程第26条第2項から第5項までに規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じて取り扱うものとする。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月及び12月において、それぞれの月の1日（以下「支給基準日」という。）に在職する常勤役員に対し、その都度別に定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）となった者を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの支給基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給の月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、同法第19条の4第2項第1号から4号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する期末特別手当の額は、文部科学大臣が機構に対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

4 第2項に規定する在職期間には、国家公務員が任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

5 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは、「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の月額は、第4条に定める常勤役員の俸給月額を限度として、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が決定する。

2 役員が常勤の国家公務員である間は、前項の手当は支給しない。

(月の中途中で就任または退任した場合の給与)

第9条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

2 月の末日以外の日において退職し又は解任された役員に対する退職当月分の給与を支給する場合はについては、前項の規程を準用し支給する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

第10条 この規程の定めによって算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 削除

(特別手当の特例措置)

3 機構の成立の日の前日に日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の役員であって、機構成立の日に引き続き機構の役員に任命された場合は、旧法人の役員としての在職期間を第7条第2項に規定する在職期間とみなすものとする。

(臨時特例)

4 この規程の施行の日から平成26年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条に規定する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5 特例期間においては、役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(端数計算)

6 前2項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成17年規程第24号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する特別手当の額は役員給与規程第7条第2項及び第3項の規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額の合計額

に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第1号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（俸給に関する特例措置）

2 施行日の前日に役員であつて、施行日以降においても引き続き同一の職にある役員には、俸給月額のほか、施行日の前日において受けた俸給月額と施行日以降に受けこととなる俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

（地域手当の特例措置）

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に神奈川県横浜市に在勤する役員の地域手当の支給割合は、役員給与規程第5条第2項第2号の規定にかかわらず、100分の13とする。

4 第2項の規定による俸給を支給される役員の地域手当の支給割合については、役員給与規程第5条第2項第2号及び前項の規定にかかわらず、100分の12とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第20号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第11号）

この規程は、平成20年4月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第18号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第14号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第30号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年6月24日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第7条第2項の規定の適用については、同項中「を合計した」とあるのは、「の合計から100分の15を減じた」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第12号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の職にある役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間（施行日の属する任期の間に限る），俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第2号）

この規程は、平成28年2月8日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第17号）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第30号）

この規程は、令和7年12月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。